

平成24年9月28日

稟 議 書

■■■■■■■■■■ 調査及び■■■■■■■■■■ 診断について、株式会社ラックと
随意契約（緊急随契）を締結する理由

- 1 本件診断作業は、9月14日（金）の夜間に最高裁が管理する裁判所ホームページが改ざんされた（別添のとおり）ことによる■■■■■■■■■■ 調査及び■■■■■■■■■■ 診断作業を実施するものである。✓
- 2 仮に、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ があるため、緊急に対応を必要とする。
- 3 作業に当たっては、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ が必要であるが、株式会社ラック以外の業者の確保ができない状態にあった。
- 4 以上のことから、本件調達には、緊急の必要により競争に付することができないことから、株式会社ラックと随意契約（緊急随契）を締結するのが相当である。✓
- 5 法令上の根拠
会計法第29条の3第4項
予算決算及び会計令第102条の4第3号

